

定款細則の修正について(新旧対照表)

旧定款細則	新定款細則
<p>慶弔に関する事項 慶弔および見舞金の規定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の結婚 祝電 (2) 会員の死亡 弔電、<u>金 5 万円</u> (3) 会員の配偶者の死亡 弔電 (4) 会員の実養父母の死亡 弔電 (5) 会員の実子の死亡 弔電 	<p>慶弔に関する事項 慶弔および見舞金の規定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の結婚 祝電 (2) 会員の死亡 弔電、<u>金 1 万円</u> (3) 会員の配偶者の死亡 弔電 (4) 会員の実養父母の死亡 弔電 (5) 会員の実子の死亡 弔電 <p><u>災害見舞金に関する事項 (新設)</u> <u>会員が被災した場合の見舞金は以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>全壊 金 2 万円</u> (2) <u>半壊 金 1 万円</u>

山形県理学療法士会
慶事、弔事への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県理学療法士会会員に慶事、弔事があった場合の対応について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款9条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

第3条 祝電、弔慰金等を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員が結婚したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したとき
- (4) その他、必要と認められたとき

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により祝電、弔慰金等を受けようとするときは、その事実を別記様式にて90日以内に本会事務局宛に届け出ることとする。

(祝電)

第5条 1 会員が結婚した場合は、申請をもって祝電を贈る。

(弔慰金)

第6条 1 会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円を支給する。
2 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したときは、弔電とする。
3 会長が必要と認めるときは、下記の弔意行動をとることができる。

- (1) 弔電
- (2) 供花
- (3) 籠盛
- (4) その他、葬儀等への参列など

(委任)

第7条 この規程に定めないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1 この規程は、平成25年11月22日より施行する。

山形県理学療法士会
災害見舞金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県理学療法士会会員に被災があった場合の見舞金について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款9条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

第3条 見舞金を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員の住居が被災したとき（罹災証明書により証明された場合）
※火災を除き、自然災害に限る。

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により見舞金を受けようとするときは、その事実を別記様式にて罹災証明書とともに90日以内に本会事務局宛に届け出ることとする。

(被災見舞金)

第5条 会員の住居が被災した場合、全壊の場合は金2万、半壊の場合は金1万を見舞金として支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

- 1 この規程は、平成25年11月22日より施行する。

会長	事務局

慶弔および災害見舞金の申請書

山形県理学療法士会 会長 高橋俊章 殿			
このたび、私、下記理由により、＜慶弔・見舞金＞の支給を申請いたします。			
平成 年 月 日			
会員番号			
氏名			
住所			
連絡先 (電話番号)			
代理人氏名			
本人との関係			
住所			
連絡先 (電話番号)			
申請内容	<input type="checkbox"/> 祝電 <input type="checkbox"/> 弔電 <input type="checkbox"/> 弔慰金 <input type="checkbox"/> 見舞金	決定内容	<input type="checkbox"/> 祝電 <input type="checkbox"/> 弔電 <input type="checkbox"/> 弔慰金 円 <input type="checkbox"/> 見舞金 円 ※事務局記入
申請事由			
備考（日時・催事場など）			

提出先：山形県理学療法士会 事務局

〒990-2212 山形県山形市上柳 260 山形県立保健医療大学 理学療法学科